

議案第 5 号

西脇市立学校給食センター運営方式検討委員会条例の制定について

西脇市立学校給食センター運営方式検討委員会条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

西脇市立学校給食センター運営方式検討委員会を設置し、同機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

西脇市立学校給食センター運営方式検討委員会条例

(設置)

第1条 西脇市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運営方式について検討するため、西脇市立学校給食センター運営方式検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 給食センターの調理業務の在り方に関すること。
- (2) その他給食センターの運営方式に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査する必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任し、又は解嘱されるものとする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長にともに事故があるとき又は委員長及び副委

員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校給食センター運営 委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
---------------------	----	-------	---------------

を

」

「

学校給食センター運営 委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
学校給食センター運営 方式検討委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。

(西脇市立学校給食センター条例の一部改正)

3 西脇市立学校給食センター条例(平成17年西脇市条例第152号)

の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、西脇市立学校給食センター運営方式検討委員会条例
(平成30年西脇市条例第 号) 第2条各号に掲げる事項を除く。